

令和2年第7回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和2年第7回苓北町議会臨時会は、令和2年10月28日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	錦 戸 雅 志
教 育 課 長	福 田 誠 一	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	西 川 文 孝
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則
代表監査委員	登 本 玄 一		

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第 8号 随時監査の結果報告について

日程第4 議案第62号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第63号 財産の取得について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第7回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

ここで、報告第8号の報告に入ります前に、監査委員の着席をお願いします。

-----○-----

日程第3 報告第8号 随時監査の結果報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、報告第8号、随時監査の結果報告についてを議題とします。

随時監査の結果公表書が提出されましたので、写しをお手元に配布しております。随時監査の結果について説明をお願いします。

登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。荅北町代表監査委員の登本玄一でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

さて、今回の随時監査は、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、荅北町学校給食調理場における学校給食関係について随時監査を実施したものでございます。皆様のお手元に令和2年9月実施の随時監査における結果公表書を差し上げておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

それでは、資料に基づきご説明を申し上げます。

第1、監査の概要ですが、1、監査の実施日は、令和2年9月23日、水曜日に実施をいたしました。

2、監査の実施場所は、役場第1・第2委員会室です。

3、監査内容は、苓北町学校給食の会計についてでございます。

4、監査委員に説明のため出席した者は、教育委員会の福田誠一課長及び川瀬美恵課長補佐でございます。

5、監査の記録を龍岡学監査委員事務局長にいただきました。

第2、監査の結果について申し上げます。

1、監査の顛末ですが、苓北町における学校給食法第11条第2項に基づく経費は、貯金通帳会計で管理がなされており、かつ、該当貯金通帳残高は、年間の複数日において1,000万円を越える状況が見られます。あわせて、国においても学校給食費の公会計化の推進が提唱されている状況などを鑑み、教育委員会に対して聞き取り調査を実施したものでございます。

2、監査内容について御説明をいたします。

1) 金銭取り扱い上の事故が発生する懸念はないのか。2) 地方自治法、町財務規則に準拠した給食食材の調達が行われているのか。3) 学校給食費支払いにおける口座振替手数料は、誰が負担しているのか。4) 学校給食費未納者への督促を誰が、どのように行っているのか。5) 当該貯金通帳につき、「ペイオフ」を意識しなくてもよいのかなどについて、聞き取り調査を実施したものでございます。

3、監査意見でございますが、只今申し上げました1) 2) 4) については、特段問題はございませんでした。

3) については、口座振替手数料を保護者が負担しておりますが、苓北町が負担すべきではないのか。また、学校教職員については、現状の現金徴収ではなく、速やかに口座振替に移行すべきだと思われます。

5) については、当該貯金残高が、年間の複数日において1,000万を越えている状況にあり、「ペイオフ」を意識して速やかに決済用貯金通帳に移行すべきだと思われます。しかし、その後の担当課長の報告によりますと、決裁用貯金通帳に移行がなされ、私ども監査委員も通帳を確認し、適正に移行されたことが確認できましたことをここにご報告しておきます。

最後になりますが、学校給食は、苓北町の予算に位置づけ、予算・決算・監査など財務規則などに基づいた管理・運用を行うべきだと考えます。なお、できないのであれば、この貯金通帳会計につき、町監査委員をその「監査役」として位置づけられることを提唱するものでございます。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。
これで報告第8号を終わります。
監査委員におかれましては、今回の随時監査大変お疲れさまでした。
退席いただいて結構でございます。

-----○-----

日程第4 議案第62号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第62号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第62号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,889万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億7,345万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、先般の7月豪雨並びに台風9号及び10号により被災した公共施設や農地、農道、林道施設等の災害復旧事業や斎場等の公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る補正予算を提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第62号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,889万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,345万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。1、追加で補助災害復旧事業として災害復旧事業債、農地等災害復旧事業で140万円の追加、同じく、災害復旧事業債、林道施設災害復旧事業で1,180万円を追加し、一般単独災害復旧事業として、災害復旧事業債、都呂々公民館災害復旧事業1,430万円を追加するものでございます。

次に、2、変更で、公共事業等債、漁村再生交付金事業を90万円増額し、限度額を

2,790万円に変更するものでございます。

7ページをお願いします。

歳入です。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分は、今年度の固定資産税課税納付見込額933万円の増額です。

8ページをお願いします。

款12分担金及び負担金、項2分担金、目2農林水産業費分担金、節1災害復旧費分担金は、中尾地区農地1カ所分の災害復旧事業に係る申請者分担金28万7,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目4災害復旧手数料、節1農地等災害復旧手数料は、中尾地区農地1カ所分の災害復旧事業に係る申請者負担分設計手数料として1万9,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、公共施設安全・安心確保事業及び公民館における安全・安心確保事業により、斎場ホール及び都呂々公民館の換気対策として施工するエアコンの設置事業に充当するため、臨時交付金290万円の増額です。

11ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節3林業費補助金は、唐千田地区の単県治山事業補助金76万6,000円の増額で、補助率は3分の2です。節4水産業費補助金は、志岐漁港臨港道路整備工事に係る紺屋町地区排水対策の貯水地面積変更増に伴う農山村漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）として100万円の増額です。補助率は2分の1です。

目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金、農地等災害復旧費補助金は、都呂々中村地区農道及び年柄地区頭首工隣接護岸の農業用施設災害復旧工事2カ所と志岐中尾地区農地災害復旧工事1カ所をあわせた計3カ所分に係る補助金312万9,000円です。林道施設災害復旧費補助金は、森林基幹道芥北天草線災害復旧工事2カ所と、林道年平線災害復旧工事1カ所をあわせた計3カ所分に係る補助金2,254万5,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入の町有物件災害共済金は、台風9号及び台風10号により被災した都呂々公民館、堆肥センター、町民総合センターほか町有施設に係る災害共済金1,031万6,000円の増額で、共済金交付額は、共済基準額の2分の1です。公民館総合補償保険金（公民館特定災害見舞金）は、台風10号被害

による富岡公民館と都呂々公民館2カ所分の掛ける10万円の計20万円の災害見舞金の増額です。

13ページをお願いします。

款21町債、項1町債、目2農林水産業債、節1水産業債は、志岐漁港臨港道路整備工事に係る紺屋町地区排水対策の貯水池面積変更増に伴う、公共事業等債、漁村再生交付金事業90万円の増額で、充当率は90%です。

目6災害復旧事業債、節2農林水産施設災害復旧事業債の災害復旧事業債、農地等災害復旧事業は、都呂々中村地区農道と年柄地区頭首工隣接護岸及び志岐中尾地区農地災害復旧事業の計3カ所分に係る140万円の増額で、充当率は90%です。災害復旧事業等債、林道施設災害復旧事業は、森林基幹道苓北天草線2カ所及び林道年平線1カ所の計3カ所分の災害復旧事業に係る1,180万円の増額で、充当率は90%です。

節3一般単独災害復旧事業債の災害復旧事業債、都呂々公民館災害復旧事業は、台風10号により被災を受けた都呂々公民館屋上防水設備のほかの災害復旧事業1,430万円の増額で、充当率は100%です。

14ページをお願いします。

歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は、財源区分の変更です。

目6企画費、節11需用費は、富岡志岐地区都市再生整備計画事業のうち、歴史セミナーとして計画しておりました志岐氏サミットでの講演会が中止となったことに伴い、これに代わる事業として苓北町観光ボランティアガイド育成講座で使用するパンフレット200部作製用印刷製本費として31万9,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節20扶助費は、あん摩・はり・きゅう等施術助成の利用見込み者増に伴う12万9,000円の増額です。

目3老人福祉センター費、節11需用費は、台風10号により被災した老人福祉センター屋根の雨漏り修繕料10万円の増額です。

16ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4斎場費、節18備品購入費は、斎場ホールに設置してある老朽化したエアコン2台を新型コロナウイルス対策事業として、換気機能付きエアコンに取り換えるため195万円の増額で、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

17ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目7堆肥センター管理費、節11需用費は、台風9号及び台風10号により堆肥センターのプラント屋根が被災したことに伴う修繕料320万円の増額です。なお、2分の1にあたる160万円につきましては、町有物件災害

共済金を充当します。

18ページをお願いします。

項2林業費、目3治山事業費、節15工事請負費は、7月豪雨により被災した唐干田地区単県治山工事115万円の増額です。

19ページをお願いします。

項3水産業費、目2漁港管理費、節11需用費は、坂瀬川漁港の周示西防波堤天場の転落防止のための修繕料98万円の増額です。

目3漁港建設費、節15工事請負費は、志岐漁港臨港道路整備工事に係る紺屋町排水対策の貯水池面積変更増に伴う漁村再生交付金事業工事費200万円の増額です。

20ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節11需用費は、富岡権現山遊歩道排水対策と、頼山陽公園の園路修繕料等あわせて72万4,000円の増額です。

節14材料及び賃借料は、台風9号及び台風10号による高潮被害によりオルレコースとなっている富岡海水浴場遊歩道の流木等の撤去及び駐車場側溝に堆積した砂を除去するための重機等借上料87万2,000円の増額です。

目5富岡城公園管理費、節11需用費は、台風10号により富岡城ののぼり竿の破損がありましたので、その修繕料12万円の増額です。

21ページをお願いします。

款7土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費は、上津深江港防波堤先端に設置してある外灯の塩害腐食に伴う修繕料17万円の増額です。

22ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費は、富岡小学校校長室の照明の修繕料11万9,000円の増額です。

23ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費は、台風10号により被災した苓北中学校の防球ネット及び旧都呂々中学校玄関屋根修繕料等をあわせて74万8,000円の増額です。

24ページをお願いします。

項4社会教育費、目2公民館費、節11需用費は、台風10号の被害により富岡公民館玄関の屋根防水修理及び都呂々公民館雨漏り等修繕料93万6,000円の増額、節18備品購入費は、都呂々公民館体育研修室を災害時の避難者受入れを想定し、これに対応するため、新型コロナウイルス対策事業として老朽化したエアコンを換気機能付きエアコンへの取替え設置費で95万円の増額です。なお、この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

目3社会教育施設費、節1.1需用費は、台風10号の被害により農村運動広場バックネット裏の屋根及び防球ネットワイヤーの張り替え他、修繕料として94万5,000円の増額です。

25ページをお願いします。

款1.0災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節1.5工事請負費は、7月豪雨により被災した都呂々中村地区農道と年柄地区頭首工隣接護岸及び志岐中尾地区農地災害復旧工事の計3カ所分508万円の増額です。

目2林道施設災害復旧費、節1.5工事請負費は、7月豪雨により被災した森林基幹道苓北天草線2カ所及び林道年平線1カ所の計3カ所分の災害復旧工事3,570万円の増額です。

26ページをお願いします。

項3文教施設災害復旧費、目1社会教育施設災害復旧費は、台風10号により被災した都呂々公民館屋上防水設備等の災害復旧事業に伴う、節1.3委託料で設計業務委託料100万円と、節1.5工事請負費2,170万円をあわせて2,270万円を増額計上するものです。なお、その他財源として、町有物件災害共済金830万円と公民館総合補償保険金(特定災害見舞金)10万円をあわせて840万円を充当します。

以上で、令和2年度苓北町一般会計補正予算(第6号)(案)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番(松本良人君) 26ページですね、1、社会教育施設災害復旧費の件、これは都呂々公民館ということになっておりますけれども、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、ここは避難所として常にこの指定をしてされておるところにですよ、その台風の関係でその災害が起きたということはどういうことか。そこら辺ですね、避難所がそういった体制でいいものかどうか。雨漏りと聞きましたけれども、事前に調査して対応したのちのその避難所としての対応あたりをするのが当然じゃないかと思われまじけれども、そこら辺の説明を求めます。

○議長(錦戸俊春君) 教育課長。

○教育課長(福田誠一君) 26ページの災害復旧費の公民館の分でご説明をいたします。

被災部分に関しましては、台風10号に伴います天井部分1,154㎡のですね、防水シートが全て剥がれまして、その分の防水工事が主なものでございます。避難地とし

てのどうしているかということなんですけど、町のほうでは、適正である避難地ということで全て管理をしまいましたが、今回、風速38メートルという大型の台風でございましたので、その件で天井の部分の防水シートが剥がれたということになります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今教育課長がお答えしましたとおり、指定避難所となっているということで、教育委員会が管轄でございますので、そちらのほうで管理を行っており、これまで雨漏り等は行っていなかった状況であり、今回の台風10号の風速38メートルという風速によって防水シートが剥がれて、同時に雨漏りが発生した状況であるということで聞いております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 台風10号云々ということでもございましたけれども、今回の台風の10号はですね、都呂々地区にはあんまり影響はなかったように感じます。普通の台風よりも、例年の台風というよりも若干まあ難を逃れたということでもございますけれども、ここはこの件については、もう劣化するとか、形状の維持的なやつがしてなかったということじゃなかつですかね。急にですね、きれいに張ってあるその防水シートがですね、台風で飛ぶようなことはないんじゃないかなと、いくらかですね、やっぱりこうあおりかけたり何か、そこら辺はやっぱり管理の面じゃないかなと思いますね。あえて申しましたけれども、そういったところをですよ、避難所という形で指定するとなれば、やはり避難所に適した施設がなからにゃいかん。その前には、十分やっぱり点検もせないかんのじゃないかなと。今回ですね、難を逃れましたけれども、予測されたようなひどい台風となれば、避難している方々がまた避難しなければいかん。そういったことは実際できますか。町は相当避難を呼び掛けとつとですよ。住民に対しては、それは不安ですよ。行った先が災害にやられたと、家におったほうがよかったというようなことになりはしませんか。そこら辺もう1回ですね、その責任が教育委員会が云々じゃなくてですよ、もうちょっと町全体として、これは縦割りの一番弊害があつと云々は今国でもされておりますけれども、この辺もうちょっと小さな町でですね、うまい具合に連携が取れないか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘につきましては最もだということで考えさせていただきます。ご指摘あった件につきましてはですね、総務課、並びに施設の担当課と連携をいたしまして、再度点検を行いたいと考えます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 避難箇所をですね、やっぱり町が責任持ってそこに避難しなさいということでございますのでですね、ほかのところが全部やられてもそこだけは助かるというようなことですよ、早く申しますと。そういったところでございますのでですね、今後、これは都呂々公民館ばかりでなくてですね、避難箇所に指定した以上はですよ、やはり責任を持った対応でとっていただきたい。例えば、河川が氾濫した場合は、そこもちったつかりはせんかなというようなことでも避難箇所にしてあるケースがあるんじゃないかなと。あるいは、マップのがけ崩れとか何かの関係で土砂が流れ込んでくるようなところも避難箇所にしてあるんじゃないかなというようなことも考えられますので、やっぱりそこら辺はですね、ぜひですね、この避難箇所については真剣にやっぱり考えていただきたい。通常のもので、事務的なことだけじゃなくてですね、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですね。

はい、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第63号 財産の取得について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第63号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第63号、財産の取得について。

下記のとおり動産を取得するものとする。令和2年10月28日提出。苓北町長田嶋章二。

記。1、取得の目的、苓北町小中学校G I G Aスクール構想端末整備。

2、品名等、タブレットパソコン520台、ソフトウェア、設定を含みます。ノート型パソコン34台、ソフトウェア、設定を含みます。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、6,323万1,872円。

5、契約の相手方、住所、熊本県天草市大浜町2番45号、名称、株式会社北星堂天草店、代表者、店長高井結子。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容につきましてご説明をいたします。

今回のタブレット型パソコン端末等の整備につきましては、文部科学省が進めますG I G Aスクール構想と早急な新型コロナウイルス感染症対策によるものでございます。

G I G Aスクール構想とは、現在の社会において仕事や家庭等あらゆる場所で活用されるI C T機器を教育現場で活用することで、全国の児童生徒をだれ一人取り残すことのない公正に個別最適化された学び及び創造性を育み特別な支援が必要な子どもたちの可能性を大きく広げることを目的として、全国の児童生徒に1人1台のタブレット型パソコン端末の整備及び情報通信環境整備を行うものでございます。

苓北町におきましても、教育現場でI C T機器の整備を行い、児童生徒にはタブレット型パソコンを整備し、調べ学習や発表、校外学習等を幅広く授業で活用をいたします。

教諭につきましては、授業用専用のノート型パソコンの整備を行い、必要なときに必要な情報を効率的に提供できるよう体制を整えます。

また、本年、新型コロナウイルス感染症により全国的に学校が臨時休業となり、学びに大きく支障が出てまいりました。端末整備により、今後、臨時休業した場合にも遠隔授業が可能となり、学びにおける時間、距離等の制約を取り払うことも可能になると考えております。

次に、今回の機種選定につきましては、小中学校の情報教育担当者呼び、I C T支援員並びに教育委員会による情報教育担当者会議を開催し、選定をしております。

今後のスケジュールといたしましては、全国的な機器の導入により、納入時期は不確定でございますが、令和3年2月26日までに納品を完了し、本年度の3学期に教職員への研修を開催したいと考えております。なお、運用の開始は、新学期開始の来年4月を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） すみません、わたしばかりで。この代表者の方が店長になっておいでですね。これはかなりの額と、それから、やはり保証もかなり考えないかん機器ですけども、この店長で大丈夫なんですかね。そこら辺の法的なことわかりませんが、いいのかなというような気がしますので、教えていただきたい。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回の契約の相手方の株式会社北星堂天草店の店長という表現なんですけど、町のほうに指名願いが出ております。この指名に関することに関しては、北星堂天草店で指名をしていただきたいという指名願いが出ておまして、うちの指名委員会のほうでも問題なく指名していいといことでしたので、今回、ここと契約をいたしました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） その私が言うのは、普通、店長で指名願いが出てきとるからということで店長にしましたということでございますけれども、そこら辺の責任分担があるんじゃないかなと。もし店長でだめならばもう指名せんとが本当でしょう。店長でよかったかなということをお尋ねしています。指名願いが店長で入とるからそれでしたというんじゃないくて、このタブレット型のパソコンとかですね、ノートパソコン、そこら辺の保証とか何かの問題、受けきるかとか、店長ですね。額も6,300万円というのはかなり大きいですね、それで店長が指名願い出しとって、そういったことであるからその天草店で契約したということでいいのかどうか。本社に云々ということをやったりするべきじゃなかったのかなと、私は思いますけれども、そこら辺を。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先程の説明の中でですね、ちょっと私が言葉足らずの分がありまして、指名願いの分がですね、株式会社北星堂で出てですね、その指名願いの中に、契約及び指名の件がですね、委任できるという条項がありまして、その分の契約の委任できる方が天草店の店長ということで、本体は株式会社北星堂でございます。すみません、ちょっと説明がちょっと不十分でございました。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） そういうことでありますので、その店長と契約してよかったかなということをお尋ねしよとですよ。この額の問題と諸々の機種の関係でですね、かなりやっぱり修理とか何かの兼ね合いとか何かがありますから、もし店長と契約とっ

てですよ、代表取締役あたりが、「いや、私はそれ知らんとですばい」と、「店長がやっとなとですばい」というようなことになりはしないかというような感じをちょっと心配しますので、そこら辺は大丈夫なのかなと、よかったら、本来ならば指名願いがきとるからそうじゃなくて、指名願いが天草店でできておりますけれども、こういった大規模な入札がありますので、もう1回指名願い、指名を出し直してくださいというようなことができなかつたのかどうか。指名願い出してもまた出し直し、こういった場合は出し直してもいいと思いますのでですね、そして、やはり責任がある、もうちょっと責任がある方とのその契約はできんじゃったもんかをお尋ねしたわけですよ。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、指名願いは、すみません、最初のちょっと説明がちょっと説明不足の分で、株式会社北星堂で出てまして、その指名願いの中に契約及び入札関係の条項が天草店に委任できるという書類があります。この株式会社北星堂に関しましては、今までの実績もございますので、町といたしましては大丈夫な業者ということで、責任を持った業者ということで契約をしておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（松本良人君） 課長、そこはいわゆる北星堂から保証は完全にできますという理解でよろしいわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 契約保証金とかも当然議決後は取りますし、株式会社北星堂がちゃんと保証するような契約に、契約というかですね、その分ですするような計画をしております。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかにありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この私の今までの聞き違いかどうかわかりませんが、これタブレットはもう一人ずつ配布してあつとじゃなかですか。これまでの事業の説明の中では、ICT事業の中です。ていうふうに理解しとつとですが、さらに必要なのかということが一つです。

それから、課長の説明の中で、休業という言葉も出ましたけども、これはずっと前にも教育長にもお尋ねしましたけども、休業と休校はどう違うのか。今日はもう明確にお答えください。

それから、総額6,300万円ですが、これ品名の中では、タブレットパソコン520、ノートパソコン、34になっています。これ合計で6,300万円で1個あたりはそんなにないというふうに思いますけども、総額で6,300万円ですので、もう少しこの機械のですね、規模、どの程度の範囲であるのか。そういうものがそれぞれ示され

ているというふうに思いますので、それを示してください。それと1台当たりの単価です。これはもうやっぱり6,300万円のをです。議会に諮るわけですよ。やっぱりもう少し資料を付けるべきじゃなかですか。だから、先程、松本議員からお尋ねがあった、高井さんには北星堂が委託できるんだという条文が入っているということでしたけども、それはもう既に結んであるのをお持ちなのかどうか。ここで議会が通ったから結ぶようにするのか。それともそれを結んで議会に諮るのか。以上を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） まず、これまでのタブレットです、富岡小学校が導入した分が90台ございます。この分はもう耐用年数がタブレットが原則4年でございまして、今回、バージョンアップを考えておりまして、すべてのタブレット型パソコンを児童生徒にお配りするようになります。この残りの90台につきましては、教職員等壊れたときの対応とかもありますので、その分でまた有効利用を考えております。

金額につきまして内容を若干説明いたします。

今回導入いたしますタブレットの付属品でございますが、タブレット本体、キーボード、学習支援ソフト、専用タッチペン、あと設定の費用でございまして、1台当たりのタブレットは12万9,000円でございます。ノート型パソコンにつきましては18万2,000円でございます。

休業と休校の分は教育長がお答えしますので、先程の指名の件なんですけど、指名願いのほうで株式会社北星堂から契約及び入札の分につきましては、店長の高井結子さんに委任するという条文は、指名願いの中に明記をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。まず、先程の課長のにちょっと補足、1人1台既にあるのではないかとということでしたけども、現在のところ、先程言いましたように90台でございます。今回のGIGA構想というのは、全員に1人1台ずつのタブレットをとという形ですので、500台を超えるようなタブレットの台数になってまいります。本来ならばですね、令和5年度までにということ、昨年の12月の5日の閣議の決定、これでやってきて、私ども令和5年度までの充足というのを見ておりました。ただ、今回、コロナ休業が入りましたので、それによって授業ができない、学力の格差が生まれてきたと。今回も、今年度中にというのが急遽入ったところでございます。ですから、今回の補正といいますか、ここでの議案としての提案に至ったわけでございます。

それから、休業と休校ですけども、前回もですね、お尋ねいただきました。通常、私どもが使っております学校でのいきますと、休業と使いますのは、夏季休業、学年末、

学年始めの休業、それから冬季休業と臨時休業と、そういうふうな休業の使い方をしておりまして、休校というそれと厳密に実際両方使っているわけですが、厳密な仕訳というのは、現状ではできていない段階でございます。私どもの管理規則、それから地教行法の中では、休業というのはそのような使い方、この休業に関しましては、私どもの管理規則の中で定めている分でございます。日常的には休校と言っているようにも思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この休業・休校は、学校の便宜上の使い方じゃなくてですね、やっぱり苓北町教育委員会は統一すべきじゃないかというふうに思います。確か、行事予定表の中でも、今回、夏季休業というのが学校のお知らせの中にですね、行事予定の中に入っていましたので、そこら辺は休校でやっぱり統一したほうが、一般的にですね、わかりやすいんじゃないかと思います。

それから、90台だけだったんですかね。これまで議会の中で、その中で一人一人に配りますよというふうな話があったというふうに理解しているんですが、私の聞き違い、勘違いだったんですかね。

それから、この90台が耐用年数が4年ということですが、私、パソコンはですね、まあ耐用年数過ぎとっとかもしれませんけども、たった4年ぐらいの耐用年数がですね、たった4年ぐらいのパソコンを使っているのか。確かに、今、技術のレベルが上がる速度が速いのでですね、何年か遅れのものは確かに性能が悪いということはあろうかと思いますが、その果たして、この専門分野でこの機械を使うわけじゃないわけでしょう。これちょっと言い方悪いわけですが、児童生徒の皆さん方が、いうならそのIT社会の中の基礎的なものを理解しようということで、この機械が準備されるというふうに思うわけですよ。であれば、4年の耐用年数は、4年過ぎると文字も浮かばないと、何も浮かばないと、機能が全然マヒするんだということでは話は別ですが、全体的に考えてちょっと力不足のパソコンだという程度であるならばですね、私は使ってもいいんじゃないかというふうに思います。現に、それを今度は教員の先生方が使うわけでしょう。となればですね、やっぱりどう考えても無駄遣いですよ、税金のですね。特にコロナでかなりの出費が、国も出費しますけども、町の出費もかなり出てきているわけですので、そこら辺も全体的に考えて取り組みをすべきだと思います。コロナで国がくれるけんて言うばってん、これも国も税金ですよ、よく言われていますけどもですね。やっぱりそこら辺は町独自のぴしっとした何て言いますか、税金の有効活用といいですか、そういう形で取り組むべきだと思います。

それから、この高井さんの話ですが、店長の話ですが、これは既に、ただその契約は

その店長とでいいんだという文言があればそれでやるということなのか。ちゃんとしたその文言は文言として別様ですね、委任契約といいますか、委任書といいますか、そういうものが所定の印紙とか何とかですね、今、ハンコは押すなということらしいんですけども、当時はまだハンコが必要だというふうに思いますけども、そういう所定の用紙があるのかどうか。

これは最初は聞きませんでしたけども、この事業はいつに思いつかれたのか。先程言いましたように、私は全ての生徒に行き渡ってって思っていましたけども、520台、新たに購入するんだということです。この事業はいつ思いつかれたのか。いつ取り組もうとされたのか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 私のほうから3点お答えいたします。

先程、タブレットの耐用年数は4年ということで、法的な耐用年数は4年でございますが、今回、子どもたちに全てお配りする中で、大事に使っていただいて、4年以上使えるような状態で頑張っていきたいと考えております。

あと、委任の件なんですけど、これ指名願いの中の様式というかですね、提出書類の中に委任という条項がありますので、それを受けまして、今回、天草店と契約をしております。

いつからこの件を検討したかということなんですけど、教育委員会の長期の計画の中では、先程教育長が答弁申し上げましたとおり、令和5年までに各学校順次に導入を予定しておりました。しかしながら、今回のコロナの対策の関係でどうしても早急に国のほうからの指導もありまして、遠隔授業等を早めに進めなければならないということもありましたので、今回、ちょっといつからということは、何月ではちょっと申し上げにくいんですけど、補正予算の前にですね、検討して、今回、計上させていくようになりました。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○7番（浜口雅英君） もうよか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長の答弁は。

○7番（浜口雅英君） よかです。要するに、休業と休校やろ。それはもう要望事項やけんが。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） その事業の取り組みですね、今、課長の話では令和5年までの長期計画の中でのということなんですけど、この町が出している振興計画はどこに書いてあつとですかね。振興計画に載っていますかね。

それから、この店長の場合は、その元の指名願いに出された文言があれば、そのあとの委任しますということがあればそれでいいんですか。それとも何か委任状とか、そういうものは必要ないのかどうか。あと1回教えてください。

それから、耐用年数の件ですが、今、課長もまた4年の分を4年、それから、今度も4年以上になるようにというふうな話だったと思いますけども、これまた4年後は、ほんなら6,300万円、町が用意するということになるんですかね。まあ金額はこのとおりではないと思いますけども。もうちょっと高くなるのか。あるいは、普及して半分ぐらいになるのかどうかわかりませんが、やはりこれだけの大きな金額が必要になってくるということなのかどうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先程のいつ頃からということでお答えをしたいと思います。

私どもにとりましてです、急な話ではございましたけども、先程申し上げましたように、2019年、昨年でございます。12月の5日、私どもが持っている資料によりますと、安心と成長の未来を拓く総合経済対策という会がございまして、そこでの閣議の決定として、学校における高速大容量のネットワーク環境、校内LANの整備を推進するとともに、特に義務教育段階において、令和5年度（2023年）までに全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対しということで、補助の部分が出てくるわけでございますけれども、そのあと、19年度の補正予算の中で1人1台の端末整備、家庭におけるICT環境の早急な整備化が出てまいりました。これは先程申しましたように、令和5年度までということでの施策でございましたけれども、新型コロナで授業ができない、学校に来られない子どもたちがたくさん出たということで前倒しになったところでございます。

それから、先程の90台でございますけども、これは1人1台が一斉の授業にはもう台数としてももちろん足りません。3年生がやるときには4年生はできない。4年生がやるときは5年生ができない。各学校で1学年ずつその学年で使っていくなればという形での90台という数字だったというふうに記憶をしております。ですから、今回、出されております1人1台をという、その線ではとてもとても足りないということで、今回の提案、お願いという形になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） タブレットの今後の管理に関してのご質問でございます。

4年後、耐用年数が4年でございますが、先程申し上げたとおり、長く使えるように頑張っていきたいと考えております。ただし、バージョンアップとかの絡みがありまして、

どうしてもその分の経費がかかるとは思います、そのときには、またいろいろな情報収集をして考えていきたいとします。

指名願いにつきましては、指名願いの中に委任する書類がございますので、それに基づいて今回契約をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回、タブレットパソコン520台、全児童生徒のほうに配布して、学習に役立つと。その中で、臨時休業した場合に、家庭学習にも活用するというふうな話がありましたが、これは遠隔授業まで考えていらっしゃるのかどうか。また、遠隔授業をすれば、先生から各児童生徒に対するテレビ会議みたいな形で通信のソフト関係をきちんとしとかなないと、各家庭にインターネットがひいてあればそこでWi-Fiあたりを飛ばすと簡単にできると思いますが、そういう家庭環境にない人たちは、このパソコン、タブレット自体に相当な容量を入れて通信機能をかけないと、多分テレビ会議などできないと思いますが、そういったことはどのように考えておられるのか。また、特に、これ児童生徒は、今うちの孫たちもそうなんです、非常にスマホなんかをぱっぱぱ使うことが可能なんです。私たちはよくわかんないところをやってしまいますが、そういう面からいくと、その先生たちがですね、この学習支援ソフトそのものをきちんと使いこなさないと本来の目的外で使われてしまうんじゃないかという懸念もありますが、そういうその先生に対する講習ですね、遠隔授業も含めたところの考え方をどのように考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 遠隔授業につきましては、先程も答弁いたしましたとおり、遠隔授業のほうで進めてまいります。あとは家庭環境によりまして通信関係の厳しい方については、今の案なんですけど、モバイルルーターをですね、貸し出し方式で今のところ検討しております。

あと、先生たちの指導なんですけど、今回、学習支援ソフト等新規の分を入れますので、年が明けました3学期にICT支援員あたりの力を借りながら、専門的な講習会を時間が空いたときに勉強会をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 先だって熊日に水上村の学校の授業の様子が、非常に県内でも最初に導入されたという記事が載ってましたが、できるだけ荅北町もですね、そこに負けないような形で学校関係、先生も含めてですね、一生懸命このICT活用の授業推進

をぜひ進めていただきたいと。ただちょっと懸念するのが、私たちもそうですが、パソコンに慣れてしまうとですね、頭の脳の中がだいぶ薄らいでしまって漢字を思い出せないとかいうことですね、読む力がこういうものを使うと格段に下がったり、記憶力が下がったりとかするかと思います。年齢のせいじゃなくて、小さいときからやってしまうと、すぐ辞書も引かないというふうな形になってしまうかと思いますが、そういう面では、ぜひ併用型ですね、必要性もぜひ教えてやっていただいて、やっぱり子どもたちがしっかり学べるような環境づくりにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はよろしいですか。

はい。ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 契約のことで確認の意味でお願いがございます。というのは、先程から本来代表者が店長さんになっておられますけれども、多分、高井姓でございますので、社長の身内かなと理解をしているところでございますけれども、先程から指名願いのときに委任状が添付されるという話がございました。それから、浜口議員のほうからいろんな資料ですかね、それを求められた意見もあったようでございます。もし出されるならですよ、その委任状のコピーでも後ろに載せていただくと、ああ本来ならば株式会社北星堂が責任を持って、ただ入札とか、契約に関する一切の責任を店長の高井さんに委任されているんだなということが一目瞭然でわかります。ですから、今後、こういった大きな買物といいますか、財産取得の場合には、当然、議会の議決を経なければなりませんので、その場合には、その委任状といいますか、それが出されるならばコピーでもいただくとスムーズなこの運営といいますか、それができるのではないかと思いますけども、その点、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、高戸議員がおっしゃいましたようにですね、今後、契約事項は特に重要な事項でございますので、そういった形で指名の対応、そのほか契約の対応についてはですね、各課にも指導をしてまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 以前ですね、私たちがこう担当しとったときに、金額、例えば、5,000万円以下の場合には、その委任をいたしますということで、5,000万円以上になるとその代表者と契約を結ぶという、だから少し頭の隅にあったものですから、先程からこういうふうな質問をしているわけでございます。副町長のほうから、今答弁をいただきましたので、納得をいたします。今後ともですね、いろんな場合等々には資料の提供をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず、本案に反対者の発言を許します。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今日、教育委員会の説明の中でですね、90台は耐用年数関係で、多分正式な耐用年数ではないというふうに思います。で、これはその90台は教員が使うということですが、これはですね、単純にですね、今示された1台当たり12万9,000円を掛けるとですね、1,161万円になります。ですね。その額をやはり少なくするためには、その90台分を引いた残りの台数でこの契約をすべきだというふうに思います。

よって、この契約に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第63号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第7回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員